

令和4年3月25日
中部地方整備局

安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名 : 神稲建設株式会社
業者の住所 : 長野県飯田市主税町18
- 指名停止措置期間 : 令和4年3月25日から令和4年4月7日まで(2週間)
- 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内
- 事 実 概 要
神稲建設(株)は、木曽広域連合発注の木曽クリーンセンター旧炉施設の解体工事現場において、安全管理不適切により作業員1名を死亡させる事故を発生させた。
- 指名停止措置理由
有資格業者である神稲建設(株)が、工事関係者事故を発生させたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第1第8号(下記参照)に該当する。
よって、本件の指名停止期間は、2週間とする。

<指名停止措置要領 別表第1>

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2カ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 山下 重徳
建設専門官 田川 慎二 電話番号(052)953-8138